

# 令和6年度 職業訓練指導員講習 (48時間講習)実施要領

## 1 目的

この講習は、職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定に基づき「厚生労働大臣が指定する講習実施要領」により、職業訓練指導員として必要な「指導方法」等に関する能力を付与することを目的とします。

## 2 受講資格

希望する職業訓練指導員の免許職種について、次のいずれかの資格のある方

(1) 職業能力開発促進法に規定する1級又は単一等級の技能検定合格者（別表のNo.1）  
※1級・単一等級技能検定合格者でも、対応する職業訓練指導員免許科がない職種では受講資格がありません。

(2) 別表のNo.2～10に該当する方

なお、次の方は、たとえ受講後修了証書の交付を受けても、職業訓練指導員免許は交付されません。

(法第28条第5項)

①成年被後見人又は被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられた者

③職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 3 申込先・実施場所・実施期間および申込期間

申込先および実施場所	実施期間および時間	申込期間および受付時間
滋賀県職業能力開発協会 (大津市南郷五丁目2-14) 電話：077-533-0850	令和6年7月3日(水) ～7月10日(水) (土・日を除く6日間) 午前9時～午後5時30分	令和6年5月20日(月) ～6月3日(月) (6月3日消印有効)

※6月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 4 受講料 22,000円(税込み、テキスト代を含む)

受講料は、受付期間内に振り込み、振込領収書のコピーを受講申込書裏面へ添付してください。(受講料の振込は5月7日以降でお願いします。)

振込先：関西みらい銀行 南郷支店 普通預金 327102

しがけんしよくぎょうのうりよくかいはつきょうかい  
滋賀県職業能力開発協会

※振込手数料は、各自でご負担ください。

※受講料は、受講資格が無い場合および講習会を実施しない場合を除き、返還いたしませんのでご承知をお願いします。

## 5 定員 50名 (定員になり次第受付を終了いたします。)

※定員を著しく下まわる場合は実施を取りやめることがあります。

## 6 講習科目および時間

職業訓練原理(4h)、教科指導法(16h)、労働安全衛生(3h)

訓練生の心理(7h)、生活指導(6h)、関係法規(4h)、事例研究(6h)

修了確認テスト(2h)

《合計 48時間》

## 7 申込方法

郵送により申し込み下さい。

(下記「10. 職業訓練指導員免許の申請」を必ず参照願います。)

(1) 提出書類

**I. 技能検定合格により受講希望される方**

- |   |
|---|
| <p>① 講習受講申込書(指定様式)</p> <p>② 1級又は単一等級の技能検定合格証書の写し <u>(A4版に縮小して下さい)</u></p> |
|---|

**II. 別表No.2～10の資格により受講希望される方**

- |   |
|---|
| <p>① 講習受講申込書(指定様式)</p> <p>② 履歴書(指定様式)</p> <p>③ 次の1), 2)いずれかの書類</p> <p>1) 職業訓練施設修了者(免許職種に関する訓練科修了)<br/>修了証書の写し(技能照査合格後の実務経験により受講する場合は<br/>技能照査合格証の写し)</p> <p>2) 高校・高専・大学卒業者(免許職種に関する学科卒業)<br/>卒業を証明する書類【卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本)等】<br/>および履修した科目内容を証明する書類【履修証明(原本)等】</p> <p>④ 実務経験を証明する書類(指定様式)</p> |
|---|

※ 指定様式については当協会ホームページからダウンロードすることができます。

**8 受講決定通知**

受付終了後、受講資格判定について滋賀県と協議を行い、決定通知書を送付致します。  
決定通知書の発送は6月19日頃の予定です。

**9 修了証書の交付**

講習の全科目(時間)を履修し、確認テストに合格した方には修了証書を交付します。  
※遅刻、早退および欠席をされますと、修了とは認められません。

**10 職業訓練指導員免許の申請**

修了証書を交付された方は、居住地の都道府県知事に交付申請することにより職業訓練指導員免許が、交付されます。なお、知事への免許申請の際、本講習の受講証明書類として提出頂いた書類の添付が必要となりますので、特に原本が必要となるもの(上記7. 申込方法 II別表資格により受講される方に必要となる③④の証明書原本)についてはあらかじめ2部ご用意下さい。(1部は指導員講習受講用、1部は免許申請用)

**11 その他**

- (1) 受講に対する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受講者にお知らせします。  
(2) 受講について不明な点は、お問い合わせ下さい。

**12 お問い合わせ先**

滋賀県職業能力開発協会 加藤  
〒520-0865 大津市南郷五丁目 2-14  
TEL : 077-533-0850 FAX : 077-537-1351  
E-mail : [katou@shiga-nokaikyo.or.jp](mailto:katou@shiga-nokaikyo.or.jp)

別表

職業訓練指導員講習(48時間講習)受講資格一覧表

○証明する書類のコピーで可

●証明する書類の原本が必要

区分	No.	受講資格に関する要件	必要となる実務経験年数	申請時に受講申込書に添付が必要となる書類							根拠法令	
				申込書	技能検定合格証書(写)(A4に縮小コピーしたもの)	卒業又は修了証書(写)(A4に縮小コピーしたもの)	技能照査合格証書(写)(A4に縮小コピーしたもの)	履修科目の証明書(原本)	履歴書(原本) - 指定様式	実務経験証明書(原本) - 指定様式		
検定合格	1	一級・単一等級(電子回路接続・バルコニー施工を除く)技能検定合格者〔但し、検定職種に対応する免許科があるものに限る〕	—	◎	○							施行規則第39条1号
高校・ 大学専 卒・短大・	2	大学(短期大学は除く)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上	◎		○		●	●	●		規則附則第9条1号
	3	短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4年以上	◎		○		●	●	●		規則附則第9条2号
	4	高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7年以上	◎		○		●	●	●		告示第38号6号
訓練施設 修了者等	5	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	1年以上	◎			○		●	●		規則附則第9条2号の2
	6	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練(改正前の専門課程および専門訓練課程の養成訓練を含む)に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	3年以上	◎			○		●	●		規則附則第9条2号の3
	7	専門課程の高度職業訓練(養成訓練)を修了した者	4年以上	◎		○			●	●		告示第38号1号
	8	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)において技能照査に合格した者	6年以上	◎			○		●	●		告示第38号1号の2
	9	普通課程の普通職業訓練(養成訓練)を修了した者	7年以上	◎		○			●	●		告示第38号1号の3
	10	短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者または職業転換課程の能力再開発訓練(800時間以上)を修了した者	10年以上	◎		○			●	●		告示第38号2号

※上記以外の要件(外国の学校を卒業・旧法の職業訓練を修了)の場合はお尋ね下さい。

# 職業訓練指導員免許科一覽

い	インテリア科	さ	サッシ・ガラス施工科	た	畳科	ふ	プラスチック製品科
	印章彫刻科		左官・タイル科		竹工芸科		プレハブ建築科
え	園芸科		さく井科		鋳造科		ブロック建築科
か	ガラス科	し	自動車製造科	ち	築炉科	ほ	フラワー装飾科
	化学分析科		自動車整備科		中国料理科		フォークリフト科
	介護サービス科		自動車車体整備科	鉄鋼科	福祉工学科		
	観光ビジネス科		織布科	電子科	縫製機械科		
き	金属表面処理科		織機調整科	て	電気科		縫製科
	機械科		寝具科		電気工事科		ほうろう製品科
	木型科		紙器科		鉄道車両科		防水科
	貴金属・宝石科		食肉科		デザイン科		ボイラー科
	義肢装具科		住宅設備機器科		電気通信科		貿易事務科
く	クレーン科		漆器科		電話交換科		ホテル・旅館・レストラン科
け	計測機器科	し	事務科	と	時計科	め	麺科
	建設機械科		写真科		陶磁器科		メカトロニクス科
	建築科		森林環境保全科		とび科	も	木工科
	建築板金科		情報処理科		土木科		木材工芸科
	建設科	す	水産物加工科	塗装科	や	屋根科	
	建築物衛生管理科		スレート科	な	内燃機関科	ゆ	床仕上げ科
	建設機械運転科		製材機械科	に	ニット科	よ	溶接科
	建築物設備管理科		染色科		日本料理科		洋服科
こ	構造物鉄工科	せ	製版・印刷科	ね	熱処理科	り	理学機器科
	コンピュータ制御科		製本科		熱絶縁科		流通ビジネス科
	航空機製造科		石材科	農業機械科	理容科		
	航空機整備科	西洋料理科	の	発電電科	臨床検査科		
	光学ガラス科	そ	造園科	は	帆布製品科	れ	レーザー加工科
	光学機器科		塑性加工科		パン・菓子科		冷凍空調機器科
	工業包装科		送配電科		発酵科	わ	和裁科
	港湾荷役科		造船科	配管科	枠組壁建築科		
	公害検査科		測量科	の	表具科		
	広告美術科		た	鍛造科	ひ	美容科	

職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

	技能検定職種	免許職種		技能検定職種	免許職種
あ	アルミニウム陽極酸化処理	金属表面処理科	せ	切削工具研削	機械科/製材機械科
	印刷	製版・印刷科		染色	染色科
い	印章彫刻	印章彫刻科	そ	造園	造園科/森林環境保全科
う	ウエルポイント施工	さく井科/土木科	た	ダイカスト	casting科
え	エーエルシーパネル施工	ブロック建築科		タイル張り	左官・タイル科
	園芸装飾	園芸科		竹工芸 (H23～廃)	竹工芸科
か	カーテンウォール施工	サッシ・ガラス施工科		畳製作	畳科
	化学分析	化学分析科/公害検査科	建具製作	木工科	
	家具製作	木工科	鍛造	鍛造科	
	菓子製造	パン・菓子科	築炉	築炉科	
	型枠施工	建設科	鋳造	鋳造科	
	家庭用電気治療器調整 (H19廃止)	理化学機器科	ち	調理	日本料理科/中国料理科/西洋料理科
	金型製作	機械科		テクニカルイラストレーション	機械科
	ガラス製品製造 H23廃止	ガラス科	鉄筋施工	建設科	
	ガラス施工	サッシ・ガラス施工科	鉄工	塑性加工科/造船科/構造物鉄工科/鉄道車両科	
	かわらぶき	屋根科	て	鉄道車両製造・整備	鉄道車両科
機械加工	機械科	電気機器組立て		電気科/メカトロニクス科	
機械検査	機械科	電気製図		電気科	
機械・プラント製図	機械科	電子機器組立て		電子科	
き	機械保全	機械科	電子回路接続	電子科	
	機械木工	木工科	陶磁器製造 (R3～廃止)	陶磁器科	
	木型製作 H29廃止	木型科	時計修理	時計科	
	貴金属装身具製作	貴金属・宝石科	塗装	塗装科	
	義肢・装具製作	義肢装具科	とび	とび科	
	強化プラスチック成形	プラスチック製品科	塗料調色	塗装科	
	金属材料試験	熱処理科	な	内装仕上げ施工	インテリア科/床仕上げ科
	金属熱処理	熱処理科		内燃機関組立て	自動車製造科/内燃機関科
	金属プレス加工	塑性加工科	ニット製品製造	ニット科	
	金属溶解	鉄鋼科/鋳造科	ね	熱絶縁施工	熱絶縁科
け	建設機械整備	建設機械科	の	農業機械整備	農業機械科
	建築図面製作 H23廃止	建築科/枠組壁建築科	は	配管	配管科/住宅設備機器科
	建築大工	建築科/枠組壁建築科		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科
	建築板金	建築板金科/塑性加工科		パン製造	パン・菓子科
光学機器製造	光学ガラス科/光学機器科	半導体製品製造		電子科	
こ	工業彫刻	機械科	帆布製品製造	帆布製品科	
	工業包装	工業包装科	バルコニー施工	建築科/枠組壁建築科	
	広告美術仕上げ	広告美術科	ひ	非接触除去加工(R5～放電加工の名称変更)	機械科
	工場板金	塑性加工科		表装	インテリア科/表具科
コンクリート圧送施工	建設科	ビルクリーニング	建築物衛生管理科		
コンクリート積みブロック施工 (H23～廃止)	石材科	ビル設備管理	建築物設備管理科		
さ	左官	左官・タイル科	ふ	婦人子供服製造	洋裁科
	さく井	さく井科		布はく縫製	縫製科
	サッシ施工	サッシ・ガラス施工科/建築科		プラスチック成形	プラスチック製品科
し	仕上げ	機械科		フラワー装飾	フラワー装飾科
	紙器・段ボール箱製造	紙器科	ブロック建築	ブロック建築科	
	漆器製造 (H22～廃止)	木材工芸科/漆器科	粉末冶金	鋳造科	
	自動販売機調整	電子科/電気科	プリプレス	製版・印刷科	
	写真	写真科	ほ	防水施工	防水科
	酒造	発酵科		縫製機械整備	縫製機械科
	織機調整 (H12～廃止)	織機調整科	放電加工	機械科	
	寝具製作	寝具科	ほうろう加工	ほうろう製品科	
	紳士服製造	洋服科	み	みそ製造	発酵科
	シーケンス制御 (R5～電気機器組立て作業から職種として独立)	電気科/メカトロニクス科	め	眼鏡レンズ加工	光学ガラス科
水産練り製品製造	水産物加工科	めつき		金属表面処理科	
スレート施工 (H21～廃止)	スレート科	も	木工機械整備	木工科	
せ	製材のこ目立て (H23～廃)	木工科/製材機械科	ゆ	油圧装置調整	機械科
	製版	製版・印刷科	よ	浴槽設備施工	配管科/住宅設備機器科
	製本	製本科	れ	冷凍空気調和機器施工	冷凍空調機器科
	製麺	麺科	れんが積み H23廃	ブロック建築科/築炉科	
	石材施工	石材科	枠組壁建築	建築科/枠組壁建築科	
	切削工具研削	機械科/製材機械科	わ	和裁	和裁科
	染色	染色科			

※職業能力開発促進法施行規則・別表第11の2